

平成27年12月16日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍 晋三 殿
地方創生担当大臣 石破 茂 殿
内閣府副大臣 松本 文明 殿
消費者担当大臣・行政改革担当大臣 河野 太郎 殿
消費者庁長官 板東 久美子 殿
消費者委員会委員長 河上 正二 殿
国民生活センター理事長 松本 恒雄 殿
政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田 寛也 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18番22号

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL : 052-265-9258, FAX : 052-265-9259)

消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書

第1 意見の趣旨

消費者庁及び国民生活センターが地方に移転することにいずれも反対します。

第2 意見の理由

現在、政府は、政府関係機関の地方移転に係る道府県の提案を受け、「まち・ひと・しごと創生本部」に「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という）を設置して、本年12月に考え方を取りまとめ、来年3月には基本方針を決定することとしています。その中で、徳島県から消費者庁と国民生活センターを同県に移転することが提案され審議されています。

しかしながら、他の関連政府関係機関が東京に集中している現状において、消費者庁と国民生活センターを地方に移転することは、以下に述べるとおり、その本来の機能が著しく低下させるものといわざるをえませんので、意見の趣旨のとおり、反対です。

1 消費者庁の司令塔機能・消費者保護法の立案機能

消費者庁は、わが国の従来の消費者保護行政が縦割り省庁によって不統一に行われてきたことに対し、消費者行政を一元化し安心安全な市場の確保を図るため、政府全体の消費者行政を推進する司令塔の役割を担う組織として創設されました。

消費者庁は、特定商取引法や消費者契約法や景品表示法など専管・共管を含めて約30本の消費者保護関連法を所管しているほか、各省庁の消費者政策を集約して消費

者基本計画を作成し毎年フォローアップを行うなど、まさに司令塔機能を果たしています。

消費者被害の防止を図るためには、消費者保護関連法制度の改正・見直しを迅速に行う必要がありますが、法改正作業は、消費者庁の担当部署が資料を準備して関連省庁との意見交換を行ったり、審議会等に出席して説明し、法案を作成する過程では内閣法制局と頻繁に協議を行い、国会審議に当たっては各政党・国会議員に事前説明するなど、政府関係機関との密接な連携が不可欠です。

また、緊急対応が必要な消費者の安全を脅かす事態が発生した場合には、消費者庁が金融庁や厚生労働省と所管法の発動について協議し、既存の法律で対処が困難な事態であれば消費者安全法に基づき消費者庁が対処するなど、関係省庁との迅速な連絡協議が不可欠です。

消費者庁は平成21年に創設されてから間もなく、未だ他省庁と比較すれば圧倒的に人員面・予算面において更なる充実を必要とする組織であるにもかかわらず、仮に地方に移転した場合は、他省庁に対する働きかけの力が低下し司令塔機能を果たすことができなくならざるをえません。

消費者庁が司令塔機能を発揮し消費者関連法の迅速な立案と充実した消費者行政の構築を行うためには、他の政府機関や国会の間近に所在することが必要不可欠です。

2 国民生活センターの問題提起機能、消費者庁との連携

国民生活センターは、全国の消費生活相談情報（P I O－N E T情報）を集約・分析し、一般消費者や地方自治体に情報を発信するだけでなく、消費者庁や消費者委員会や各省庁の消費者関連法制度の不備や見直しの問題提起を行う機能を担っています。

各省庁が消費者関連法の制定・改正を審議するときは、立法事実を明らかにする資料としてP I O－N E T情報が不可欠であり、例えば、特定商取引法、消費者契約法、割賦販売法などの改正の審議においても、国民生活センター職員がオブザーバーとして審議に参加し報告することが頻繁に行われています。

2年前、国民生活センターを消費者庁に統合して機能強化するかどうか検討されたことがあります。議論の結果、国民生活センターの組織自体の統合はしないものの、消費者庁・消費者委員会と密接な連携を図ることにより、政府全体の消費者行政を推進する役割を果たすことが確認されました。

このように、国民生活センターは、消費者庁および消費者委員会との相互連携を強く求められる機関であって、これを切り離して地方移転することは、消費者行政全体の機能を低下させるものといわざるをえません。

3 結語

このように消費者庁、国民生活センターおよび消費者委員会は、相互に連携しつづ一体的に消費者政策の司令塔機能を発揮することが求められる組織であり、地方に移転することは、大幅な機能低下を招くため到底認めることはできません。

以 上